

【建設労働者確保育成助成金・技能実習コース(経費助成・賃金助成)】

計画変更届 提出書類一覧表

技能実習
(委託)

中小建設
事業主用

実施の前日までに提出が必要です。
千葉労働局または管轄のハローワークにご提出ください。

【注意】

計画届の提出だけでは、助成金の支給はできません。
助成金の支給を受けるためには、技能実習を終了した日の翌日から起算して2か月以内に、別途、支給申請書を提出する必要があります。(支給申請の必要書類は、「支給申請 提出書類一覧表」)

事業所名

No.	必要提出書類	留意事項	チェック欄	提出枚数(部数)		
			<input checked="" type="checkbox"/>	事業主	HW	労働局
1	建設労働者確保育成助成金に係る計画変更届 (建助様式第9号)	・提出は千葉県内の事業所のみです。	<input type="checkbox"/>			
2	変更となる内容が確認できる書類 ・教習機関の日程表や受講申込書(写)	「実施日」、実習内容、「講習実施機関名」が確認できるもの。	<input type="checkbox"/>			
3	千葉労働局から郵送された「受理番号」が記載された計画届(建助様式第2号)(写)	千葉労働局から郵送未受領の場合は不要です。	<input type="checkbox"/>			
受付年月日 年 月 書類確認者 HW 局						

*「実施日」、「実習内容」、「講習実施機関名」に変更が生じる場合に提出が必要です。

(注意) 実施日の変更の場合の提出期限

- ・実施日が当初の計画より早まる場合： 新たな実施日の前日まで。
- ・実施日が当初の計画より遅くなる場合： 当初の実施日の前日まで。

(尚、当初の計画の提出日から2か月以上経過した日が変更後の実施日になる場合は、新たに「計画届」の提出が必要となります。)